

登米市開発指導要綱の概要

開発行為を行う場合、事業主は要綱に基づき事前に市長と協議を行います。また、協議の結果合意に達した場合は事業主と市長は開発協定書を締結し市長が同意した協議内容の事業を実施します。

(目的)

登米市開発指導要綱は、秩序ある土地の開発を行うことにより、本市全体の均衡ある発展を図るとともに、健康で明るく住みよい街づくりに寄与することを目的としています。

(開発行為)

開発の目的を問わず切土、盛土、地目変更等による 土地の区画の変更 土地の形状の変更 土地の性質の変更を伴うものです。

(適用範囲)

開発を行う土地の面積が **1,000 m²以上** のものが適用されます。

参考：都市計画区域内においては3,000 m²以上、都市計画区域外は10,000 m²以上の開発を行う際には都市計画法による開発許可が必要となり知事への申請が必要になります。

(適用除外)

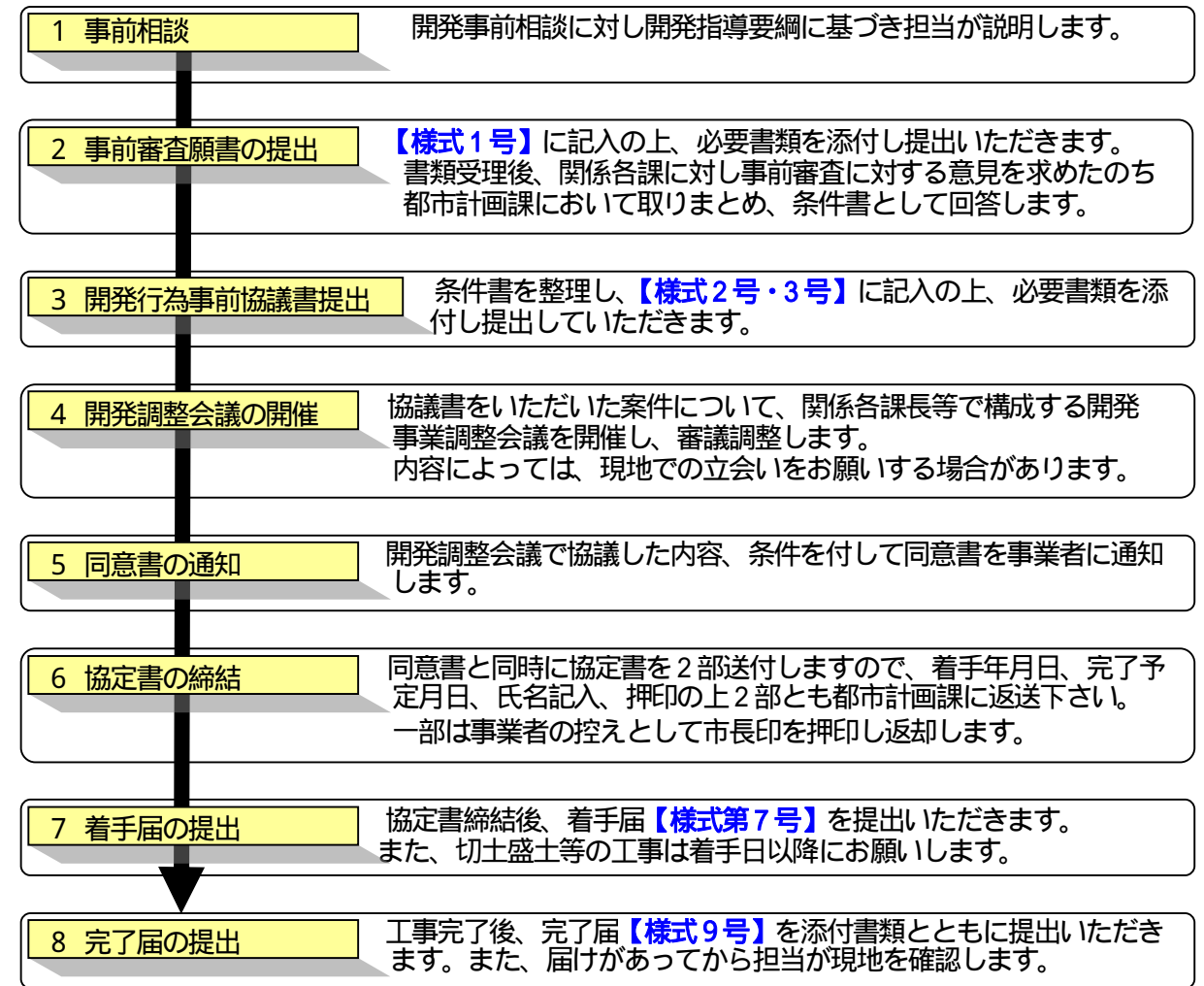
農業、林業及び漁業を営む者又はこれらの団体が農業、林業又は漁業の生産活動上必要な開発事業については適用しません。ただし畜産事業の用に供する場合は除きます。

開発行為に伴う許認可一覧(主なもの)

許認可等項目	根拠法令	概要	担当課
土地売買等の届出 (事後届)	国土利用計画法	登米市において、都市計画区域内は5,000 m ² 以上、都市計画区域外は10,000 m ² 以上の土地取引(売買等)を行った場合、契約締結日から2週間以内に市長を経由して知事に届け出る。	企画部 企画振興課
農業振興地域農用地区域からの除外	農業振興地域の整備に関する法律	登米市が定めている農用地区域の区域内にある土地を指定された用途以外に利用する場合、農用地区域からの除外(農振除外)の申請を行うものです。農振除外の後に農地転用許可の申請となります。	産業経済部 農林政策課
農地の転用許可	農地法	農地を農地以外に転用する場合の許可申請。	農業委員会 農地管理課 各事務所
伐採の届出	森林法	地域森林計画対象民有林(県が定めている「地域森林計画」において森林として使用することが適当とされている民有林)の立木の伐採を行う際の届出。	産業経済部 農林政策課 総合支所 地域生活課
道路区域内の工事の許可 (道路法24条)	道路法	道路管理者(県や市)以外の者が、道路に関する工事(法面埋立、排水路の取付、現道への取付工事等)を行う場合の許可申請。	建設部 土木管理課

開発協議の進み方

開発協議の進み方は概ね下記のとおりです。



開発行為に係る関係課一覧(主なもの)

業務	担当課	課の所在庁舎	電話番号
総括窓口及び一般事項	建設部 都市計画課	中田庁舎	0220-34-2446
土地の帰属、払下	総務部 総務課	迫庁舎	0220-22-2091
市道、排水、境界	建設部 土木管理課	中田庁舎	0220-34-2365
下水道施設、浄化槽	建設部 下水道課	中田庁舎	0220-34-2359
ごみ及び公害	市民生活部 環境課	南方庁舎	0220-58-5553
農振、農用地、農地転用	産業経済部 農林政策課 農業委員会	中田庁舎 中田庁舎	0220-34-2716 0220-34-2317
畜産・ふん尿処理施設	産業経済部 農産園芸畜産課	中田庁舎	0220-34-2706
埋蔵文化財	教育委員会、生涯学習課	中田庁舎	0220-34-2698
消防水利	消防本部 警防課	消防庁舎	0220-22-0119
水道	水道事業所 水道業務課	登米総合支所	0220-52-3311

お問い合わせは
登米市建設部 都市計画課
 TEL 0220-34-2446
 FAX 0220-34-3448
 E-mail toseikeikaku@city.tome.miyagi.jp